この欄には書かないでください。

通信日付印の年月日	（確認）			年分	名　簿　番　号
年　月　日					

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【　特　定　非　常　災　害　用　】

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長

令和＿＿年＿＿月＿＿日提出

申請者	住所又は所在地（電話）	〒 （　　）
	氏名又は名称	
	(法人の場合)代表者氏名	
	(法人の場合)法人番号	
事務所等	所在地（電話）	（　　）
	名　称	
	代表者又は責任者	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿＿項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	

やむを得ない事情等

1　特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する予定期間内に租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿＿項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　租税特別措置法施行令第20条の２第※2＿＿＿項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第※3＿＿＿項に規定する所轄税務署長が当初（再）認定した日

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

当該事業の完成予定年月日等

1　完成予定年月日　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

2　租税特別措置法施行令第20条の２第※1＿＿＿項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる日

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

※１、※２及び※３の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	

（注）　この申請の申請期限は予定期間の末日の属する年の翌年１月15日までとされています。

R7.11

【特定非常災害用】

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1　使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※１に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※１〕

	譲渡した年月日		
	平成29年１月２日 ～ 令和元年５月31日	令和元年６月１日 ～ 令和２年３月31日	令和２年４月１日以後
特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の２第３項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとしてその期間の延長（再延長）を申請する条項	第26項	第27項	第26項

〔※２・３〕

	譲渡した年月日					
	平成29年１月２日 ～ 令和元年５月31日		令和元年６月１日 ～ 令和２年３月31日		令和２年４月１日以後	
	※２	※３	※２	※３	※２	※３
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第23項	第24項	第24項	第25項	第23項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第25項	第26項	第26項	第25項	第25項
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により所轄税務署長が認定した日」の条項	第26項	第26項	第27項	第27項	第26項	第26項

2　記載要領等

⑴　「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。

⑵　「やむを得ない事情等」欄の「１　特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の２第３項に規定する予定期間内に租税特別措置法施行令第20条の２第＿＿項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。

⑶　※印の箇所については、上記１の※１、※２及び※３をご確認の上、該当条項を記載してください。

⑷　その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。